

# 北口ひろと



きたぐち ひろと  
北口 寛人 (自由民主党)

皆様、こんにちは。日ごろからのご支援に心から感謝申し上げます。さて、告発文書問題に関する兵庫県政の現況につき、緊急に県政報告としてまとめさせていただきました。ご一読いただけましたら幸甚に存じます。

二見町生まれ、大久保町在住。白陵高校、慶應義塾大学経済学部卒、三菱重工元社員。元明石市長(2期)、県議会議員(4期)、自民党議員団。行政書士・宅建士・社会福祉法人理事

## 知事不信任案を可決！

文書問題の重要ポイント | 私の本件に対する見解の重要ポイントは以下の通りです。

### 1. 公益通報への違法な対応

齊藤知事らが告発文書を「嘘八百」「事実無根」と公言し、誹謗中傷であると位置付け、公益通報者保護法において禁止されている告発者の探索特定を行い、あろう事が特定された告発者を問答無用で懲戒処分としたことは、明らかに公益通報者保護法に違反するものである。公益通報者保護法を所管する消費者庁の「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年10月)」では、組織の長、その他幹部に関する事案については、これらのものからの独立性を確保する措置を取ると明確に規定されており、そもそも対応組織の在り方自体が違法である。

### 2. 県政の混乱と停滞

告発文書問題が起こって以来、県政では今年度の事業執行や来年度予算に盛り込むべき重要政策につき前向きな建設的議論が進まない状況にあります。喫緊の諸課題に直面する各市町の首長の会からも同趣旨が指摘され、早期の県政正常化が求められています。県議会各会派からも申し入れを行いました。齋藤知事は不誠実、不適切な対応を続けず自らの辞職により県政の混乱と停滞に一刻も早く終止符を打つべきです。

### 3. 告発された不適切行為

告発文書により明らかにされた7つの疑惑についてしっかり事実解明をし再発防止を図ることが必要です。県議会に設置した100条委員会と専門家により構成される外部の第三者委員会においてしっかり事実解明を行い事実認定をしなければならぬと考え県議会はその対応を取って来ました。最後まで議会としても責任を全うして参ります。

### 4. 知事の不誠実な説明対応

これまでの県議会本会議答弁、100条委員会における尋問答弁、連日の記者会見における齋藤知事の説明は、知事の持論を淡々と繰り返すだけであり、他者の意見に耳を貸さぬものであり、不都合な部分は詳細な記憶が無いと言い逃れる無責任なものです。知事としての使命である説明責任を放棄している態度は看過できません。



# 公益通報に詳しい山口利昭弁護士の意見陳述内容

(9月6日実施100条委員会より)

## 公益通報者保護法の改正とその意義

公益通報者保護法の改正に関する検討会委員を務めてきた山口利昭弁護士は、企業や公的機関における不正調査に深く関わってきた経験を基に、2020年の法改正後の通報者保護の現状と問題点について説明した。特に、兵庫県元県民局長による外部通報がこの法律に該当するかどうか議論の焦点となった。

公益通報者保護法は、労働者が組織内部の不正や違法行為を告発する際、通報者が不利益な取扱いを受けないように保護することを目的としている。この法律では、通報者が正当な保護を受けるためには、通報内容が「真実相当性」を持っている必要があるとされる。「真実相当性」とは、通報者がその内容を真実であると信じるに足る合理的な理由が存在するかどうかを判断するための基準であり、この点が通報者保護において非常に重要な要素である。

## 通報が守られるためのカギ「真実相当性」とは

公益通報者保護法は、通報の種類を大きく3つに分類している。1号通報は事業者内部への通報、2号通報は行政機関への通報、そして3号通報はマスコミや国会議員など、外部の第三者への通報である。今回問題となっているのは、この外部通報に該当するものであり、2020年の法改正により3号通報に対する事業者の対応義務が強化された。山口弁護士は、特にこの改正が事業者に新たに課された義務を強調し、通報者が正当な理由で通報を行った場合、その通報が保護されるための要件が厳密に定められた。この枠組みが通報者保護の基盤であり、事業者は法令に基づいて適切な対応を取る必要がある。

元県民局長による外部通報が公益通報者保護法に該当するかどうかの判断には、「真実相当性」が重要な役割を果たす。「真実相当性」とは、通報者が通報内容を真実であると信じるに足る合理的な理由があるかどうかを示すものであり、通報者が内部資料や証言などの裏付けを持っていたか、あるいはその時点で状況から合理的に信じる事ができたかが判断基準となる。この「真実相当性」の判断が、通報者が法的に保護されるかどうかを決定する最も重要な要素であり、この要件が欠如している場合には通報者は保護されない可能性がある。

さらに、2020年の法改正により、事業者には通報者保護のための対応体制を整備する法的義務が新たに課された。具体的には、公益通報があった場合にはその通報に対して適切に対応するための担当者を指定し、通報内容の調査や不正行為の是正を行うことが義務付けられている。この義務は、単に対応体制を整備するだけでなく、実際にその体制が適切に運用されることも含まれている。特に外部通報に対しては、事業者は通報内容に基づいて迅速かつ適切に対応し、通報者に対する不利益な取扱いを防ぐための措置が講じられるべきだ。



2024年 3月中旬	元県民局長が県議や報道機関に 告発文を送付
3月末	県が元県民局長を解任。斎藤知事は 会見で「事実無根」「うそ八百」と否定
4月4日	元県民局長が県の公益通報窓口 に通報
5月7日	県が元県民局長を停職3カ月の 懲戒処分
6月13日	県議会で百条委員会設置が 可決
7月7日	元県民局長が死亡

元県民局長による告発をめぐる経緯

## 懲戒処分は正当か ～元県民局長のケースで検証～

兵庫県元県民局長が行った外部通報に関しては、その内容が「真実相当性」を持っていたかが問題となる。外部通報が法的に保護されるためには、その通報内容が事実であるか、少なくとも通報者がその内容を真実だと信じるに足る合理的な理由が必要である。例えば、通報内容を裏付ける内部資料が存在する場合や、関係者の証言が信頼できるものである場合には、真実相当性が認められる可能性が高くなる。元県民局長が行った通報に対しても、こうした真実相当性の基準が適用されるべきだ。

また、調査主体の独立性が通報者の供述に大きな影響を与える点にも注意を促している。企業や公的機関が自ら調査を行う場合と、外部の第三者が調査を行う場合では、通報者の反応や提供される情報の内容が異なることが多く、通報者が信頼できる第三者による調査が行われることで、より正確な情報が得られる可能性が高い。したがって、外部通報に対する調査は、利害関係のない

独立した第三者が行うことが望ましい。

元県民局長に対して行われた懲戒処分が適法であったかどうかについても、その対応が不適切である。真実相当性が確認されていない段階で懲戒処分が行われた場合、これは公益通報者保護法に違反する可能性がある。また、真実相当性が認められなかった場合でも、過去の裁判例では多くのケースで通報者が保護されてきたため、懲戒処分の適法性は慎重に判断されるべきだ。

## 外部通報と内部通報 ～ 独立した処理が求められる理由～

さらに、元県民局長による外部通報と、その後に行われた内部通報については、それぞれが独立した通報である。内部通報が行われたからといって外部通報に対する対応が変更されるわけではなく、内部通報は新たな通報として対応されるべきである。外部通報に対する処分がその影響を受けることはないため、元県民局長に対する懲戒処分が外部通報に基づいて行われた場合、その処分が公益通報者保護法違反となる可能性が高く、その場合には地方公務員法に基づく懲戒処分も無効となる可能性がある。

また、外部通報に対して適切な対応が行われなかった場合、その後の内部通報の結果によって外部通報に対する処分が有効になることはない。外部通報に対する対応は、それ自体が独立して評価されるべきものであり、外部通報への対応が不適切であった場合、その後の内部通報によってその不備が補われることはない。外部通報への対応が不適切であった場合、その通報に基づく懲戒処分は無効となる可能性が高く、その後の内部通報の調査結果によってその状況が変わることはない。



## 今後の課題と展望 ～ 通報者保護を強化するために必要な対応～

最後に、元県民局長が行った外部通報は、公益通報者保護法上の外部公益通報に該当するものであると判断できる。この通報内容が真実相当性を持つものであったかどうかにかかわらず、通報者に対する適切な保護が行われていたかが重要である。通報者に対する不利益な取扱いが行われた場合には、それを行った者に対して懲戒処分が必要であり、兵庫県が外部通報に対して適切な対応を行わなかった場合には、これは法令違反となる可能性が高いと結論付けられる。

懲戒処分の際、外部通報が公益通報者保護法に基づいて保護される場合、その懲戒処分は無効となる可能性が高い。外部通報に対する対応が不適切であれば、その後の内部通報の結果によって外部通報に基づく処分が有効になることはなく、外部通報に対する対応が最も重要な論点である。したがって、外部通報に対する適切な対応が行われていない限り、懲戒処分の有効性は極めて疑わしいものとなり、処分そのものが法的に無効とされるリスクが高まる。

また、懲戒処分が不当であると認定されれば、通報者に対して不利益な取扱いを行った者に対する責任追及も必要となる。公益通報者保護法においては、通報者に対する不利益な取扱いを防ぐための措置を事業者が講じることが義務付けられており、それを怠った場合、事業者自体が法的責任を問われる可能性がある。兵庫県が通報者保護のための適切な措置を講じていなかった場合、通報者に対する不当な処遇や不利益な対応が行われたことが法令違反とされる可能性が高いと指摘したい。

さらに、公益通報者保護法の適用範囲が広がっており、匿名通報であっても保護の対象になることを指摘したい。公益通報者保護法では、通報者が匿名で通報した場合でも、通報内容が後に明らかとなり、通報者が誰であるかが特定される可能性が高いとされているため、最初から匿名通報であっても法的に保護されるべきだというのが法の趣旨である。したがって、匿名であっても通報者は保護され、通報者に対する不利益な取扱いは許されることが明確にされている。

このように、元県民局長が行った外部通報が公益通報者保護法に基づく外部公益通報に該当するものであり、その通報に基づく調査や対応が適切に行われていなければ、兵庫県の対応は法令違反とされる可能性が高いと結論付けられる。特に、通報者に対する懲戒処分が不当である場合、その処分自体が無効となる可能性が高く、外部通報に対する適切な対応が欠如していることが兵庫県に対する重大な法的リスクを生じさせる要因となる。

最後に、公益通報者保護法が通報者の保護を図るための重要な枠組みであることを強調し、特に事業者が通報者に対して適切な保護を提供しなかった場合の法的リスクについても触れたい。元県民局長の通報が適切に対応されなかったことが確認されれば、法令に基づいて懲戒処分の取り消しや通報者の地位の回復、さらには通報者に対する適切な救済措置が求められることになる可能性が高い。

告 発 文 書 で 指 摘 さ れ た 知 事 ら の 七 つ の 疑 惑	<b>知事</b> 職員を怒鳴りつけるなどのパワハラ 企業から贈答品を受け取った 産業労働部長などを連れて商工会議所 に出向き、知事選の投票依頼をした
	<b>片山 元副知事</b> 昨秋のプロ野球優勝パレードの寄付金集めで 金融機関に補助金をキックバックさせた 公益財団法人理事長に対し副理事長2人の 解任を通告し、強いストレスをかけた 知事の政治資金パーティー券の 購入で商工会議所などに圧力
	<b>県幹部ら</b> 知事選で事前活動した

# 県議会議員としての今後の使命

## 1. 公益通報制度運用の改善

通報者保護の観点、機密情報漏えい防止の強化、組織外の通報窓口の設定、調査方法の適法性の担保など現在の兵庫県における制度をより信頼されるものへと充実させて行かなければなりません。



## 2. 100条委員会、第三者委員会、その他の議会活動の中での真相究明

告発文書に記載されている7つの疑惑の真相究明をやり遂げるとともに、公益通報者保護法に照らしての違法行為の調査認定、さらには元県民局長が公表されたく無いと意思表示していた個人情報や流布したとされる不法行為についても100条委員会、第三者委員会、その他の議会活動の中で真相究明を図って行かなければなりません。

## 3. 県民に信頼される新たな県政の構築

県議会では全議員がそれぞれの会派を通じて斎藤知事に辞職要請の申し入れを行いました。更には9月県議会において斎藤知事の不信任案を提出し可決しました。斎藤知事の辞職又は失職が不可避の状況にあることに鑑みて、県民に信頼される新たな県政の構築に党派を超えて取り組まなければなりません。



第366回(令和6年2月)  
定例会一般質問の様子

令和6年9月17日

健康福祉常任委員会 審議より

## 医療の質の更なる向上 がんセンターの建替整備

均てん化が進む中でも、県内がん医療のリーディングホスピタルとして最先端の高度ながん医療を提供するとともに、がん患者の最後の砦となる専門病院として整備する。

### 整備概要

整備場所：現地建替(明石市北王子町)  
延床面積：約41,000㎡  
病床数：360床 → (一般病床 335床、緩和ケア病床 15床、集中治療病床 12床)  
診療科目：23科  
R6当初予算額：108.8億円(全体事業費約428億円)  
スケジュール：R5~R9年度：建設工事・開院

### 主な機能

- がん診療におけるリーディングホスピタルにふさわしい最先端のがん医療の提供や、医療機関に対する教育・研修等を実施
- 粒子線医療センターや神戸陽子線センター、こども病院、その他地域医療機関と綿密に連携し、総合的ながん医療の充実を図る
- がん医療相談体制の充実をはじめ、治療と仕事の両立支援の強化や学校でのがん教育への教育など、社会的支援を積極的に実施

